

# 短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕サービス重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

## 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 藍生会
代表者役職・氏名	理事長 岡安 美紀生
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県加須市岡古井107番地 (電話) 0480-62-3005 (FAX) 0480-62-7583

## 2 事業所（ご利用施設）

事業所の名称	ケア・ビレッジ シャローム 短期入所療養介護
事業所番号	指定事業者番号 1153880010
所在地	〒347-0058 埼玉県加須市岡古井73番地
電話番号	0480-61-3810
FAX番号	0480-61-3811
施設長の氏名	中太 政広

## 3 事業の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

当事業所は、要介護者〔介護予防にあつては要支援者〕と認定された利用者（以下単に「利用者という。」）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護〔介護予防にあつては予防短期入所療養介護〕サービスを提供することを目的としています。

### (2) 運営方針

1 当事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 当事業所は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 当事業所は明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) その他

事 項	内 容
短期入所療養介護計画の作成	計画担当介護支援専門員が、居宅介護サービス計画に基づき短期入所療養介護計画を作成し、説明、同意の上、交付します。
従業員研修	施設内研修実施及び外部研修（県、県社会福祉協議会、全国老人保健施設協会、埼玉県介護老人保健施設協会等）に参加しています。

4 施設の概要

- (1) 利用定員                    100名（空床利用）
- (2) 居室                        1人部屋：3室、2人部屋：9室、3人部屋：1室、4人部屋：19室
- (3) 主な設備                   食堂、機能訓練室、浴室（一般浴、器械浴、スロープ浴、シャワー浴）、診察室、談話スペース、洗面所、トイレ（一般、障害者用）

5 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、内容及び員数は次のとおりであり、必置職については法令の定める所による。

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う	常勤兼務    1人
医師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う	
薬剤師	医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う	非常勤        1人
看護職員	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う	常勤            10人 非常勤        1人 (内看護師     3人)
介護職員	利用者の施設サービス計画に基づく、食事、排泄、入浴、着替え、整容、レクリエーション等の介護を行う	常勤            19人 (内介護福祉士 17人) 非常勤        5人 (内介護福祉士 2人)
支援相談員	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーションの計画・指導、市区町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う	常勤兼務       3人
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施、指導を行う	常勤兼任       3人 非常勤兼任    1人
管理栄養士	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う	常勤兼任       1人
介護支援 専門員	介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成と管理を行うとともに、要介護認定及び要介護更新認定の申請手続き等を行う	常勤兼務       3人 ※支援相談員
事務職員	利用者に関わる介護保険請求事務等、必要な事務を行う。	常勤            3人
その他従業者	営繕、清掃等を行う。	常勤            2人

## 6 施設サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

サービス種別	内 容
食 事	<p>食事は原則食堂でおとりいただきます。</p> <p>朝食 7:30～8:15</p> <p>昼食 11:30～12:15</p> <p>夕食 17:45～18:30</p> <p>利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。食べられないものやアレルギーのある方は事前にご相談ください。</p>
医 療 ・ 看 護	<p>医師が、週1回定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を行います。また、日常の体調管理、服薬管理、処置等は医師の指示により看護職員が行います。ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。</p>
機 能 訓 練	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により医師や看護師等と共同して個別リハビリテーション計画書を作成し、計画に基づき、理学療法士等が個別リハビリテーションを実施し、身体機能の維持・向上ができるよう努めます。</p> <p>&lt;当施設の保有するリハビリ器具&gt;</p> <p>昇降式平行棒、歩行練習用階段、肩関節回旋運動器、滑車、肋木、エアロバイク、昇降式スタンディングテーブル、サンディングボード、リカンベントバイク等</p>
入 浴	<p>週2回の入浴又は清拭を行います。</p> <p>寝たきり等の方も、器械を用いての入浴が可能です。</p>
排 泄	<p>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p>
離床、着替え、整容等	<p>寝たきり防止のため、できる限り離床を促します。</p> <p>生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。</p> <p>食後の口腔ケアを行います。</p> <p>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。</p> <p>シーツ交換は週1回行います。</p>
レクリエーション等	<p>月1回の行事・誕生会を行います。</p> <p>また、各種クラブ活動に参加いただけます。</p>
相 談 及 び 援 助	<p>利用者とその家族からのご相談に応じます。</p>

#### イ 費用

原則として基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が利用者の負担額になります。【別紙1料金表】。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください

### (2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます

#### 7 利用料等のお支払方法

毎月10日までに「料金表」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、当施設事務所または銀行振り込みにてその月の末日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

## 8 サービス内容に関する要望及び苦情等の相談窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設の相談窓口までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付もしておりますのでご利用ください。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

当施設お客様相談窓口

支援相談員・介護支援専門員 近藤 健一（窓口責任者）

鈴木ひろみ

ご利用時間 9：00～19：30（担当者不在の場合は他職員が対応します。）

ご利用方法 電話（0480-61-3810）

面接（当施設相談室）

ご意見箱（玄関脇に設置）

また、他の相談窓口として埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568【苦情相談専用】

加須市高齢介護課

0480-62-1111【代表】

があります。【入所、短期入所、通所リハビリテーション、介護予防事業共通となっています。】

## 9 非常災害時の対策

非常時の対応

別途定める「介護老人保健施設ケア・ビレッジ シャローム消防計画」にのっとり対応を行います。

また、防災訓練年2回（うち夜間想定1回）を利用者にも参加いただき実施します。

防災設備は、スプリンクラー、防火扉、避難階段 2箇所、屋内消火栓、自動火災報知機誘導灯、消火器、緩降機が備え付けられています。

## 10 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいています。

### ・協力医療機関

十善病院 加須市愛宕1-9-16

中田病院 加須市元町6-8

騎西病院 加須市日出安1313-1

### ・協力歯科医院

馬橋歯科医院 加須市騎西31-4

## 11 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 午前9時～午後7時30分 来訪者は面会時間を遵守し、必ず来訪者名簿に記名をしてください。 感染症またはその疑いのある方、飲酒されている方の面会はお断りします。 飲食物の持ち込みは、面会時に食べることができる量とし、余ったものは持ち帰るようにし、召し上がった物や量を必ず職員に伝えてください。また、他の利用者には差し上げないでください。（病状や内服薬のため食事制限やカロリー制限をされている方もいらっしゃいます。）
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

外出・外泊	外出・外泊の際には所定の書式で届出をし、許可を得てください。負担の無い範囲でできるだけ外出・外泊をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損当が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内は全面禁煙です。 飲酒は原則禁止です。
迷惑行為等	けんか、口論、中傷、騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持品の管理	自己管理とさせていただきます。
金銭・貴重品の管理	施設では行わないため、自己管理とさせていただきます。紛失、破損等については一切の責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内では他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 12 その他

施設利用についてご不明な点は、支援相談員にお気軽にご相談ください。

【別紙1】短期入所療養介護サービス費（介護保険法で定めるところによる）

※地域区分別1単位あたりの単価10,27円（6級地）

ア 基本利用料

〔予防〕短期入所療養介護 基本サービス費	多床室		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	630円	1,259円	1,889円
要支援2	795円	1,590円	2,358円
要介護1	853円	1,705円	2,558円
要介護2	904円	1,808円	2,712円
要介護3	970円	1,939円	2,909円
要介護4	1,024円	2,048円	3,072円
要介護5	1,081円	2,161円	3,242円

イ 加算 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき個別リハビリテーションを行った場合	247円	493円	740円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所日から7日限度）	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で、緊急入所の対応を行った場合	206円	411円	617円
緊急短期受入加算 （入所日から7日限度・家族等の疾病等やむを得ない場合は、14日を限度）	利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所療養介護を行った場合	93円	185円	278円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者にサービスを提供した場合	124円	247円	370円
総合医学管理加算 （7日を限度・1日あたり）	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合	283円	565円	848円
送迎加算 （片道）	入所時及び退所時に送迎を行う場合	189円	378円	567円

口腔連携強化加算 (1月1回)	職員による利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合	52円	103円	154円
療養食加算 (1回)	医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合	9円	17円	25円
緊急時治療管理加算 (1月1回、連続3日まで)	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急やむを得ない事情により行われる医療行為について算定	532円	1,064円	1,596円

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準を満たしているため	53円	105円	157円
夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める基準を満たしているため	25円	50円	74円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)が35%以上の場合	23円	45円	68円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	上記により算定した合計単位数×加算率2.9%が加算されます			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算と同様に算定した合計単位数×加算率2.1%が加算されます			
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算と同様に算定した合計単位数×加算率0.8%が加算されます			

【別紙2】 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。  
 なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

種類	内容	利用料
滞在費	居住に要する費用 第1段階：市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者 第2段階：市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 第3段階：本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方 第4段階：同じ世帯内に住民税課税	① 多床室 第1段階 0円 第2段階 370円 第3段階 370円 第4段階 405円 ② 従来型個室 第1段階 490円 第2段階 490円 第3段階 1,310円 第4段階 2,075円
食費	食事の提供に要する費用 内容 朝食355円 昼食715円 夕食765円	第1段階 300円 第2段階 390円 第3段階 650円 第4段階 1,835円
日常生活品費	せっけん、シャンプー、バスタオルやおしぼり等の費用	200円
教養娯楽費	クラブやレクリエーションで使用する折り紙、半紙、花などの材料費用等です。	100円
おやつ代	施設で提供するおやつを召し上がる場合お支払いいただきます。	70円
入所者が選定する特別な食事の費用	通常の食事以外で特別メニュー設定時に特別メニューを選定された場合	その都度、実費をいただきます。
理美容代	毎週月曜日に理容サービスをご利用いただけます。	1回 2,600円
行事費	バス旅行や観劇等の費用、講師を招いて実施する教室などの費用	その都度実費をいただきます。
健康管理費	インフルエンザ等の予防接種に係る費用	その都度実費をいただきます。
私物の洗濯代	私物の施設を業者に依頼される場合にお支払いいただきます。	150円
電気使用料	個人的に使用する機器等に係る電気代	100円
文書料	健康診断書、オムツ証明書等の発行に係る費用です。(それぞれ1通あたり)	その都度実費をいただきます。



当事業者は、重要事項説明書に基づいて、短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者乙	住 所	埼玉県加須市岡古井73番地
	事業者（法人）名	医療法人 藍生会
	事業所名	介護老人保健施設 ケア・ビレッジ シャローム
	(事業所番号)	1153880010号
	代表者名	理事長 岡安 美紀生 印
	説明者	職名
		氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者甲	住 所	
	氏 名	印
代理人（選任した場合）	住 所	
	氏 名	印